

資料Ⅰ（各サービス共通）

4. 業務管理体制について

業務管理体制について

事業者（法人）は、主体的に法令遵守等の業務管理体制を整備するよう法令で義務付けられています。

事業者（法人）は、業務管理体制に関して、所定の事項を監督官庁へ届け出る必要があります。

法令違反を防止し、
事業の運営と利用者への
サービス提供を適正に行える
ようにすることが目的！

なお、今回の集団指導の対象には、業務管理体制における監督官庁が和歌山市以外（都道府県等）の事業者も含まれています。各事業者で、自らの監督官庁を確認し、それぞれの監督官庁が発信している情報を確認してください。

関係法令	介護保険法第115条の32
	介護保険法施行規則第140条の39
参考 URL	介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html
	業務管理体制に関する届出（和歌山市） https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyuu/fukusi/1002998/1003143.html

まずは Check !

自己点検してください。

	チェック項目	見直しが必要な場合に行うべきこと
Q1	業務管理体制とは何か把握していますか？	業務管理体制について、当資料や、厚生労働省や和歌山市のホームページ上に記載している内容を確認したうえ、届出等が必要な場合は、早急に届出を行ってください。
Q2	業務管理体制の整備に関する届出は済んでいますか？ ※平成21年5月1日以降に事業を行っているすべての事業者（法人）が対象です。ただし、みなし指定を受けた保険医療機関及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のみを行う事業者は除きます。	当資料「(3)業務管理体制整備に関する届出について」を確認したうえ、早急に届出を行ってください。

Q3	事業所の新規指定や廃止により、業務管理体制の届出先の区分変更が生じた場合、届出先区分の変更届の提出は済んでいますか？	当資料「(3)業務管理体制整備に関する届出について」を確認したうえ、早急に届出を行ってください。
Q4	届出内容に変更が生じた場合、変更届の提出を行っていますか？ ※届出内容については、当資料「(3)業務管理体制整備に関する届出について」に詳細を記載しています。	当資料「(3)業務管理体制整備に関する届出について」を確認したうえ、早急に届出を行ってください。
Q5	法令遵守責任者を変更した場合、変更届の提出を行っていますか？	当資料「(3)業務管理体制整備に関する届出について」を確認したうえ、早急に届出を行ってください。

(1) 整備すべき業務管理体制

整備すべき業務管理体制の内容は、事業者の規模等により異なります。

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合はそれぞれを1事業所として数えます。

なお、省令で定められた整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意してください。



(図) 事業者の規模による、整備すべき業務管理体制の内容の違いについて

※みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数に、カウントされません。なお、みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

(2) 法令遵守責任者及び法令遵守規程について

<法令遵守責任者>

「法令遵守責任者」とは、法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。事業者（法人）で1名を選任してください。何らかの資格等を要するものではありませんが、職員に法令遵守を徹底する役割を担うため、事業者（法人）内で、ある程度の役職にある者や、介護保険法等の関係法令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することが望ましいと考えています。

<法令遵守規程>

法令遵守規程は、業務が法令に適合することを確保するための規程です。法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。

(例) 日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの等、事業者の実態に即したもの。

(3) 業務管理体制整備に関する届出

<電子申請による届出>

原則、「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」と言う。）での届出をお願いいたします。

「業務管理体制の整備に関する届出システム」を利用してください。届出システムへのアクセス方法等については、業務管理体制に関する届出（和歌山市ホームページ：ページ番号1003143）をご確認ください。

<届出を行うべきタイミングについて>

次の2通りの場合に、業務管理体制の整備に関する届出を提出する必要があります。

- ① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合又は事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合

② 次の届出事項に変更があった場合

届出事項	対象の事業者
1. 事業者の （1）名称又は氏名 （2）主たる事務所の所在地 （3）その代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
2. 法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
3. 「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要	事業所数が 20 以上の事業者
4. 「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所数が 100 以上の事業者